

平成26年3月27日期日における、被告の補足説明要旨

第1 消火栓等からの給水経路について（原告ら第16準備書面、6頁に関連して）

屋内消火栓（方法1）、屋外消火栓（方法2）、淡水タンクへの直接接続（方法3）、海水の消防ポンプによる汲み上げ（方法5）により取水された冷却用水は、恒設配管接続口から恒設配管を通じて使用済燃料ピットに至る経路と、恒設配管を介さず引き回したホースから直接同ピットに放水する経路の、いずれによっても同ピットに導くことが可能である。

そのことは、甲第70号証、15-2頁の該当箇所において、給水経路として、消火栓等から直接同ピットに至る点線・矢印と、当該点線の途中から分岐し「恒設配管接続口①へ」等と示された矢印との、2つの経路が記載されていることから容易に分かる。

したがって、原告の「実は二重化されているだけである。」との主張は誤りである。

第2 使用済燃料ピット冷却設備の耐震性について（原告ら第16準備書面、8頁に関連して）

使用済燃料ピット冷却設備は、耐震クラスとしてはBクラスであるが、実際には基準地震動 S_s に対しても十分な耐震安全性を有している。

そのことは、乙第33号証、「添付5-(1)-17(3/6)」頁の表中、「設備」欄のうち、使用済燃料ピット冷却設備に相当する「使用済燃料ピットポンプ」、「使用済燃料ピットポンプ現場操作箱」、「使用済燃料ピット冷却器」、「使用済燃料ピット冷却系配管（循環ライン）」のいずれについても、右端の「裕度」カラムの数値が、「1.81」、「3.60」等というように、1以上の数値となっていることから分かる。

なお、この「裕度」とは、対象設備が基準地震動 S_s の何倍の地震動まで機能を維持しうるかを示す数値である。

以上